

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について

大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）第1節機関内の責任体系の明確化」に基づき、運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

最高管理責任者

職名：学長

責任と権限：大阪女学院大学及び大阪女学院短期大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負います。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を任命し、公的研究費の管理・運営が行えるようにリーダーシップを発揮します。

統括管理責任者

職名：大学・短期大学 副学長

責任と権限：公的研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、実質的責任を負うものとします。また、不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止の具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を最高管理責任者に定期的に報告します。

コンプライアンス推進責任者

職名：大学・短期大学事務局事務局長

責任と権限：公的研究費の運営・管理について、統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負うものとします。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号の業務を行います。

- 1) 自己の管理監督又は指導する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告します。
- 2) 不正防止を図るため、公的研究費に関わる研究担当者および職員等のすべての者に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督します。
- 3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究費の管理、執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。

2008年4月1日

(2015年4月1日改訂)

大阪女学院大学

大阪女学院短期大学